



きずな

2012年
(平成24年)

11



11月 児童虐待防止推進月間

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応から、虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援をめざして、2007(平成19)年に厚生労働省が制定。児童虐待問題に対する社会的関心を高めるため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

特集テーマ ネット社会と人権

つながり合える 豊かな社会を

- 2 インターネットと人権の関係
- 3 これからのネット社会をどう生きるか
加納寛子さん(山形大学基盤教育院准教授)
- 4 「ネットいじめ」について考えましょう
ネットいじめの特徴と対策
下田博次さん(群馬大学名誉教授)
- 6 シニア世代向けのパソコン教室を開講
NPO法人関西イー・エルダー(西宮市)
- 7 犯罪被害者が受ける
二次被害の防止に向けて
本多修さん(武庫川女子大学文学部教授、
NPO法人ひょうご被害者支援センター理事)
- 8 情報ぷらざ



特集

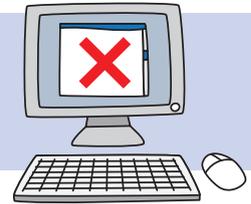
ネット社会と人権

最新のニュースをチェックしたり、ショッピングを楽しんだり、インターネットは便利な生活ツールです。しかし、悪質な書き込みなど、インターネットを悪用した人権に関わる深刻な問題も発生しています。インターネットをより安全・安心に使うにはどのような考え方を考えてみましょう。

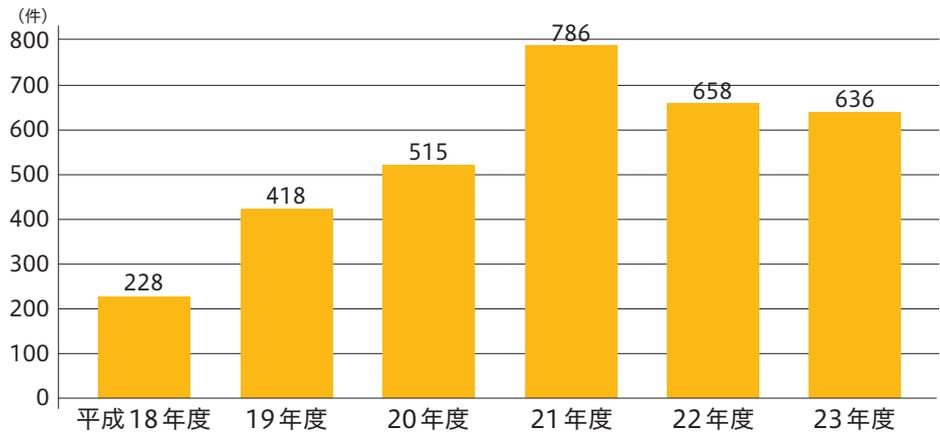
インターネットと人権の関係

私たちの生活にインターネットはなくてはならない存在です。豊かなネット社会の実現に向けて、インターネットとのより良い付き合い方について考えてみましょう。

法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始した事件のうち、インターネットを利用した人権侵害事件数は近年高止まりの傾向にあります。

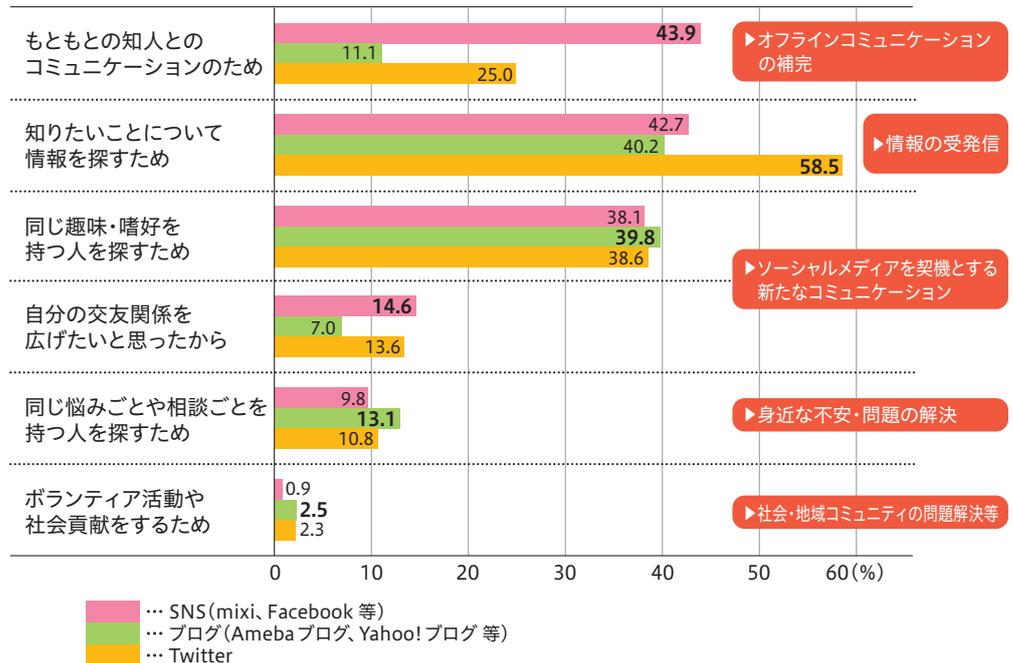


■インターネットに関する人権侵害新規救済手続開始件数



法務省人権擁護局「平成24年度版人権の擁護」および法務省統計データを基に作成

ソーシャルメディアは人と人の「協働」を媒介し、絆を深めることにより、身近な不安・問題を解決するツールとして活用されています。



ソーシャルメディアの利用目的（ソーシャルメディアの種類別）総務省平成23年情報通信白書より

※ソーシャルメディア…インターネット上で展開される情報メディアのあり方で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結び付きを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだメディアのこと



メッセージ

これからのネット社会をどう生きるか

かのう ひろこ
加納 寛子 さん(山形大学基盤教育院准教授)

インターネットの拡大力

インターネットの普及は社会の透明化へ少なからぬ貢献を果たしてきました。かつては、デモ行進を行っても、マスメディアが取り上げない限り波及範囲は小さかったのですが、今では、一度デモが起こると、ケータイなど個人メディアとインターネットを通して、たちまちデモの様子がリアルタイムで配信され、異国の地に住む人々からも賛同を呼んだり、デモの拡大が起きます。政治的・経済的圧力により、マスメディアを制止したとしても、あっという間に世界中に波及する個人メディアを通した「インターネットの拡大力」は、既存のマスメディアへの圧力にもつながります。

大津いじめ事件は、今では誰もが知るいじめ事件となりましたが、2011(平成23)年10月に少年が自殺した当初は、この事件を気に留めた限定的な人しか少年が自殺したことすら知り得なかったかもしれません。もし、インターネットによりさまざまな意見や情報が公開されていなかったならば、マスコミもこれほどの報道は行わず、そのまま闇に葬られていたかもしれません。インターネットは権力者によって闇に葬られそうになる社会問題を透明化させることに大きく貢献しています。

しかし、これまでに多くの方が指摘してきているように、インターネットにより個人情報の漏洩^{ろうえい}や肖像権の侵害など、インターネットの拡大力は負の方向へ働くこともあります。つまり、インターネットが正か悪か議論することは全く無意味なのです。インターネットは刃物や火と同じく道具に過ぎず、役に立つ道具は正しい扱い方を学んだ上で使うことによって、有益性を享受することができます。

どう学び、どう使いこなすか

「これからのネット社会をどう生きるか」という問いは、インターネットを含めた情報技術をネットジェネレーションがどう学び使いこなすかという問いに等しいといえます。

つまり、これからネット社会へ参画する若い世代も、すでにネット社会の中にいる世代も、今存在しない新しい問題に情報技術「も」用いて解決する力、今存在しない新しい業務に情報技術「も」活用していく力を身に付けることです。

そのために大切なことは、それに対する意識をどこに置かかということです。情報技術だけで解決できる問題は多くはありませんが、イベントの広報、連絡、コミュニケーションなど、情報技術を利用することにより、より便利に円滑に遂行できることが多々存在します。刃物の扱いは専門家の方が慣れていますが、刃物を使って自分でリンゴの皮をむいてリンゴを食べることができた方がより便利です。だからといって子どもがいきなり刃物を扱っては危険です。

大人と一緒に少しずつリンゴの皮がむけるように学んでいく。インターネットは苦手だから、分からないからと大人自身が遠ざかり、子どもをインターネットから隔離しては、いつまでも学ぶことができません。大人と一緒に何かをすることを拒まない年齢までに、インターネットの正しい扱い方を学ぶことが理想ではないでしょうか。

プロフィール

専門は情報教育、情報社会論。著書に「ネットいじめ」(ぎょうせい)、「チャートで組み立てる レポート作成法」(丸善)、「即レス症候群の子どもたち ケータイ・ネット指導の進め方」(日本標準)、「誰でもよかった殺人」が起る理由」(日本標準)、「ケータイ不安～子どもをリスクから守る15の知恵」(NHK出版)など。

「ネットいじめ」について 考えましょり

主に青少年の間で携帯電話やパソコンから他人を誹謗中傷する情報を流し、心理的に追い詰めるという「ネットいじめ」が後を絶ちません。群馬大学名誉教授の下田博次さんは早い時期から、この問題に関する研究に取り組んでいます。

ネットいじめの特徴と対策

下田^{しもだ} 博次^{ひろつぐ}さん（群馬大学名誉教授）

「誰からいじめられているのかわからない」という相談

教員を悩ます生徒のネット利用問題の中でも、新しいいじめとも言つべき「ネットいじめ」に注目が集まって久しい感があります。私が最初に携帯電話からのインターネットを使ったネットいじめの相談を高校の教員から受けたのは、2001（平成13）年のことでした。こんなことを言ってきたのです。

「生徒からいじめられている」という相談を受けたのですが、何を言っているのかわからない。いじめられているというから、相手は誰だ？場所はどこだ？教室か？学校のどこだ？と聞いても、誰からいじめられているのかわからない。場所はネットだというのが、これって何ですか？」

確かにこれまでのいじめならば、いじめられている方が誰からいじめられているかわからないなどと言うわけがありませんでした。教室で自分をいじているのは「あいつだ」とはっきり言えた



じんけんガイド 1

ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口のご案内

兵庫県教育委員会では、児童・生徒や保護者、学校からのネットいじめに関する相談窓口を開設しています。パソコンや携帯電話によるインターネット上の誹謗中傷やいやがらせなどについて、気軽にご相談ください。

ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口のホームページ

兵庫県 ネットいじめ

検索

電話相談

TEL 06(4868)3395
月曜～土曜 14:00～19:00
(祝休日、年末年始を除く)

FAX相談

FAX 06(4868)3396
ホームページからダウンロードした「FAXフォーム」に記入してください

ホームページからの相談

トップページの「Web相談フォーム」をクリックしてください



怠ってはいけません。

インターネット、とりわけ携帯電話からのインターネット利用が子どもたちの世界から広がり、大人が子どもたちにネット利用の注意もできていません。

「ネットいじめ」について、文部科学省は2006（平成18）年に「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされること」と認知をしました。しかし、この程度の現象理解ではネットいじめの本質が理解できないし、対策にも発展しません。

私はネットいじめについて、より深く次のように定義しました。「『ネットいじめ』とは、これまでの教室あるいは学校内での対面

的人間関係の場で行われる罵倒、暴力などのいじめとは異なり、インターネット上での非対面あるいは匿名的人間関係の場面において発生するいじめである」。そうしたネットいじめはネット内にとどまらず、教室など従来の対面的人間関係の場におけるいじめを促したり、逆に教室での人間関係の悪化がネットいじめに移行する事例も多いのが実情です。

多面的対策が必要

ここでは文字数に限りがあるので、詳しい対策まで述べられませんが、ネットいじめ防止のためには、①対面のいじめと非対面の

ネットいじめの違いを深く理解する

②携帯電話やスマートフォンを使うとネットいじめが容易になることを理解し、いじめを実行しやすい新型メディアを買い与える時には子どもに注意し、いじめに使わぬよう約束させ見守る③そうした注意、約束させる（ペアレンタル・コントロール）能力の無い保護者は子どもにケータイを買い与えてはいけないという社会常識を広める④子どもたちにいじめ心を自制する心のトレーニングを教える⑤子どもたちにネットいじめのリスク（いじめる側に発生する）を理解させるといったことが必要です。

ネットいじめには単純なモラル教育では収まらない、多面的な対策が必要なのです。

※埼玉県教育委員会が2009（平成21）年1月にまとめた報告書「ネットいじめ等の予防と対応の手引き」による。

プロフィール

早稲田大学第一商学部卒業後、朝日本情報処理開発センター企画調査主任から雑誌記者、放送番組制作などを経て、群馬大学社会情報学部大学院研究科教授となり、今年4月から現職。ぐんま県NPO委員会会長、環境NPO「富士山クラブ」理事、警察庁「少年のインターネット利用に関する調査研究会」座長、埼玉県ネットいじめ対策委員会委員長なども務める。また、ウェブサイトを「ねちずん村」を主宰し、子どもたちのインターネット・携帯電話利用問題に取り組んでいる。著書は「子どものケータイ危険な解放区」（集英社）など多数。

じんけんガイド2

ネットを安全に使うための指南役 インターネット安全安心インストラクター

近年、青少年や保護者を対象に携帯電話やインターネットの学習会を主催する市町や地域団体が増えています。県では、このような学習会等の講師として「インターネット安全安心インストラクター」を養成しています。学習会主催者が講師を依頼される場合は、インストラクター名簿からインストラクターを選び、直接連絡してください。

※県ではインストラクターのあっせん、紹介は行いません

●インストラクター名簿等に関する問い合わせ
 兵庫県企画県民部青少年課
 TEL 078(341)7711(内線2747)
 FAX 078(362)3957
 ☑ seishonen@pref.hyogo.lg.jp



シニア世代向けのパソコン教室を開講 NPO法人 関西イー・エルダー (西宮市)



講師の説明に熱心に聞き入る受講生たち



受講生同士で
教え合う光景も



間違えやすそう
なところはしっ
かりメモ!



一人一人の習得度
に合わせて丁寧に指導し
ます

21世紀に入り、パソコンが普及するにつれて、シニア世代にも「インターネットを覚えたい」「電子メールを使いたい」という人が増えてきました。

2004(平成16)年、コンピューター関係の会社を退職した人やパソコン愛好家たちによって結成されたNPO法人関西イー・エルダーでは、シニア向けのパソコン教室を開講。現在、西宮市など4カ所で開いている教室には全5クラス36人が学んでおり、最高齢は88歳です。

「受講生の中にはパソコンの起動方法を知らない人もいますが、皆さん意欲的ですぐに操作方法を覚えます」と語るのは初心者向け講座の講師、望月博さん。

最近の受講生はネットショッピングやオンライントレードなど、ワンランク上の使い方に興味を持っている人が多く、指導する側も個人情報管理といった高度な内容が要求されるようになってきました。

理事長の板谷哲男さんは「パソコンや携帯電話などの情報端末の分野は進歩が著

しいです。新しい技術に対応しながら、より安全に楽しく利用する方法をしつかり伝えていきたいです」と語ります。

問い合わせ先

NPO法人 関西イー・エルダー
西宮市高座町 12-18-810
TEL 0798 (74) 5866 FAX 0798 (75) 2274
office@k-ee.com

関西イー・エルダー

ネットいじめ

ウェブ社会と終わりなき「キャラ戦争」
荻上チキ著 (PHP 研究所)



キ、ず、な、よ、フ、ラ、フ、リ、ー
「おすすめの一冊」

数年前、いじめの温床として「学校裏サイト」が話題になりましたが、今もなお、モバイル機器はどんどん進化し続け、情報モラルや使用時の注意、セキュリティ対策など、私たちが知っておかなければならないことは増えていく一方です。

本書は4年前に出版されましたが、学校裏サイトなどに触れた内容は今も通用するものであり、それは世間のネット問題の対策がまだまだ追いついていないからではないでしょうか。

犯罪被害者が受ける 二次被害の防止に向けて

ほん だ おさむ
本多 修さん

(武庫川女子大学文学部教授、NPO法人ひょうご被害者支援センター理事)



テレビや新聞では、殺人事件や交通事故のご遺族の悲痛な気持ちを紹介されています。マスコミの正確な報道によってしか事件の悲惨さや、ご遺族の存在を知ることができません。突然に愛する家族を失うと人がどのような状況に陥ってしまうかは、被害者になるまではなかなか理解できません。

ところが、マスコミの取材攻勢が被害者にとっては二次被害になるのです。悲惨な事件であればあるほど、多くのマスコミが被害者の自宅や近隣、職場や学校に群がりあらゆる情報を収集しようとしてきます。さらに、心ない噂が飛び交ったり、インターネットに事実無根の誹謗中傷が書き込まれたりします。被害者遺族は、自分の身に起こったことが理解できないまま感情も思考も麻痺した状態で無防備です。

日本の法律や裁判制度は、長い間、加害者・被疑者そして受刑者の人権を守ろうとしてきましたが、被害者の人権はほとんど考慮されませんでした。2000(平成12)年に全国犯罪被害者の会(あすの会)が設立され、被害者自身の働き掛けが実を結んで2004(平成16)年12月に犯罪被害者等基本法が成立し、翌年には犯罪被害者等基本計画ができました。各省庁や都道府県市町村が犯罪被害者支援としてすべき施策が記されています。また裁判への被害者参加制度が2008(平成20)年12月から施行されました。これらはすべて、理不尽な犯罪に出遭った

被害者の人権と生活の回復を目指したものです。

犯罪によって被害者遺族は何を失うのでしょうか。かけがえのない肉親の命、共に生きてきた人生と未来の喜び、希望、そして、平和で平穏な日常と人間関係。これらを失うことすべてが犯罪を契機に生じる二次被害と言えます。失った肉親の死の意味があったとは思えません。せめてその死を無駄な、不名誉なものにしたい、生きた証を残したいと思うのは当然です。

心ないデマや中傷は、そうした犯罪被害者の願いを踏みにじる卑劣な行為です。本当は当事者にしか体験できない苦しみ、を少しでも共感できる大人が、安全で安心できる社会の担い手になるでしょう。子どもたちには、命の大切さを学び「いじめ」を克服する学校教育がなされねばなりません。

11月25日から、全国的に被害者週間の啓発活動が行われます。誰もが被害者になる可能性があるという自覚が、犯罪被害者の二次被害の防止に役立つと思われます。

プロフィール

1950(昭和25)年京都府生まれ。京都府立大学文学部社会福祉学科卒業。大阪市立大学大学院後期博士課程修了。大阪市立児童院治療セラピストを経て、1989(平成元)年から武庫川女子大学に勤務する。現在、心理・社会福祉学科教授、学生相談センター長、ひょうご被害者支援センター理事、兵庫県臨床心理士会副会長も務める。臨床心理士、学術博士。



試写室

明りを灯す人(2010年・キルギス、フランスなど)

中央アジアの小国、キルギスにある小さな村の電気工“明り屋さん”は、電気修理やアンテナの調節などのささいな用事で自転車で駆け付けます。時には、貧しい家庭のために電気を盗んであげることも。優しい妻と4人の娘に恵まれた彼の夢は、息子を授かることと風力発電で村の電力を賄うこと。そんな平穏でどかな村にも都会の波が押し寄せてきます。テレビからは国の政治状況が混乱しているというニュースが流れ、村の慣習を大切にしてきた村長が亡

くなり、明り屋さんの友人が新しい村長に就いたところ、中国人の投資家がやって来ます。その接待に同席させられた明り屋さんはいたたまれなくなり飛び出し、村長との関係もぎくしゃくしてしまいます。

自然と共に生きる小さな村のつつまじやかな今と変化の兆しを詩情豊かに描いており、文明の進出、開発について考えさせられます。11月20日(火)、加古川総合文化センターで上映会が開かれます。

監督・主演:アクタン・アリム・ワバト

問い合わせ▶加古川シネマクラブ TEL 090(9283)0435

情報ぷらざ

みんなで人権を考えよう 「人権のつどい」を開催

日時 12月3日(月) 13:30~16:15
場所 兵庫県公館大会議室
※神戸市営地下鉄「県庁前」駅西出口5すぐ

兵庫県では12月4日~10日の「人権週間」を周知し、人権意識を高めるとともに、「人権文化をすすめる県民運動」の一層の推進を図るため「人権のつどい」を開催します。

●プログラム

- 「のじぎく文芸賞」表彰式
- 講演／「絆が希望を創り出す～無縁の時代の絆を問う～」
奥田知志さん(NPO 法人北九州ホームレス支援機構理事長)
- ハートフル人権コンサート／紙ふうせん(歌手)

●定員 500人。参加無料(要申し込み)

●申し込み方法

はがき、ファクス、メールで受け付け。郵便番号・住所、名前、年齢、電話番号、「つどい参加希望」を明記の上、11月16日(金)までに下記へ(先着順。入場できない場合は11月22日(木)までに連絡します)

〒650-0003 神戸市中央区山本通 4-22-15 県立のじぎく会館内
(公財)兵庫県人権啓発協会研修部
FAX 078(242)5360 ☒ info@hyogo-jinken.or.jp

12月10日~16日は 「北朝鮮人権侵害問題 啓発週間」です



政府認定拉致被害者17人のうち、兵庫県関係者では有本恵子さん、田中実さんの2人が認定を受けています。拉致問題は一刻も早く解決しなければならぬ人権侵害です。この機会に、拉致問題についての関心と認識を深めましょう。

詳しくは政府拉致問題対策本部ホームページへ

日本人拉致問題

イベントガイド

<p>伊丹市 差別を許さない都市宣言 制定記念市民集会</p>	<p>●日時/11月1日(木)14:00~16:00 ※申し込み不要 ●場所/伊丹アイフォニックホール ※阪急「伊丹」駅から徒歩約3分 ●内容/人権作文・ポスター・標語入賞者表彰、人権作文朗読、記念講演「心から心へと伝えられる あいのうた」やなせなな(シンガーソングライター) ●問い合わせ/伊丹市教育委員会人権教育室 TEL 072(784)8113</p>
<p>姫路市 第8回人権学習地域講座</p>	<p>●日時/11月6日(火)14:00~ ※申し込み不要 ●場所/姫路市立香寺健康福祉センター ※JR「溝口」駅からタクシーで約3分 ●内容/講演「多文化共生のまちづくり」榎井縁さん(とよなか国際交流協会事務局長) ●問い合わせ/姫路市人権啓発センター TEL 079(282)9801</p>
<p>朝来市 第17回あさごふれあい 人権フェスティバル</p>	<p>●日時/11月10日(土)9:00~16:00、11日(日)9:00~15:00 ●場所/朝来市朝来福祉会館 ※JR「青倉」駅から徒歩約15分 ●内容/作品展示、バザー、各種イベントなど ●問い合わせ/朝来福祉会館 TEL 079(678)0243</p>
<p>神戸地方法務局 兵庫県人権擁護委員連合会 全国一斉 「女性の人権ホットライン」 強化週間</p>	<p>●日時/11月12日(月)~16日(金)8:30~19:00、17日(土)・18日(日)10:00~17:00 ●内容/夫、パートナーからの暴力やストーカーなど女性をめぐるさまざまな人権問題に関する相談に応じます ●問い合わせ/神戸地方法務局人権擁護課 TEL 0570(070)810</p>

ハーフ タイム

一時期流行した「バーチャル(仮想的)」という言葉も、最近はあまり聞かなくなりました。ITをはじめとする技術の著しい進歩によって、バーチャルだったものがいつの間にかリアル(現実的)なものになっています。本誌は、人権の視点からさまざまなテーマについて人と人の「つながり」を大切にし、心と心が「ふれあう」ことを目指して編集しています。「絆」はいつだってリアルなものです。(田中)